



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第121号)

配信日 平成28年12月2日

長崎県消費生活センターからの情報です。

クリーニングのトラブル

〈相談事例〉

ダウンジャケットをクリーニングに出したら、襟の部分のダウンが片寄り、みっともなく着られない状態になった。受け取り時に分からず、家に持ち帰って気付いた。すぐにクリーニング店に苦情を伝えたが対応しようせず、「納得いかないなら消費生活センターに相談すればいい。」と言われた。昨年秋に購入したばかりなので補償を求めたい。(50代、女性)

〈消費者センターからのアドバイス〉

- この事例では、長崎県消費生活センターからクリーニング店に対して、洗濯方法が適正だったかどうか、ダウンジャケットの製造業者に確認するよう求めました。その結果、乾燥の方法に問題があったことがわかり、クリーニング事故賠償基準に基づき補償することで店側も相談者も了承しました。
- クリーニング事故賠償基準は、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が作成した自主基準で、消費者センターや裁判所で賠償を考える時の目安にもなっています。ただし、基準では引き取り後6ヶ月を経過すると賠償されないので注意してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)